

死刑事件弁護の現場

法テラス多摩法律事務所

弁護士 村井宏彰

- 2008 (H20) /9 弁護士登録 (61期)
横浜弁護士会 山下法律事務所
- 2009 (H21) /9 法テラス千葉法律事務所
- 2014 (H26) /2 法テラス岐阜法律事務所
- 2017 (H29) /4 法テラス多摩法律事務所 (立川市)
～現在
- 日本弁護士連合会 死刑弁護 P T
- 司法研修所刑事弁護教官

【千葉】 松戸女子大生強盗放火殺人事件

第一審 死 刑 (千葉地裁平成23年6月30日判決)



控訴審 無期懲役 (東京高裁平成25年10月8日判決)



上告審 無期懲役 (最高裁平成27年2月3日決定)

【 2009 (H21) 】

- 9/1 満期出所 (※2002 強盗傷害、懲役7年)
- 9/16 窃盗等
- 10/2~3 強盗致傷等
- 10/6 窃盗等
- 10/7 強盗致傷×2、強盗強姦、監禁、窃盗
- 10/20~22 強盗殺人、現住建造物放火、死体損壊、窃盗、窃盗未遂等 【松戸女子大生強盗放火事件】
- 10/31 強盗傷害
- 11/2 強盗強姦未遂等
- 11/13 窃盗等
- 11/17 11/2の事件で逮捕

【岐阜】 高齡夫婦殺害事件

住居侵入

殺人

強姦未遂

銃砲刀劍類所持等取締法違反

【岐阜】 高齡夫婦殺害事件

第一審 無期懲役 (岐阜地裁平成28年12月14日判決)

↓

確定

【多摩】 座間9人殺害遺棄事件

強盗・強制性交等殺人

強盗殺人

死体損壊

死体遺棄

【多摩】 座間9人殺害遺棄事件

第一審 死刑 (東京地裁立川支部令和2年12月15日判決)

↓

控訴取下げ、確定

裁判員裁判での死刑求刑事件数

(平成21年5月～令和6年2月)

※差戻し審査含む

6件…横浜、名古屋、大阪

5件…さいたま

4件…東京

3件…長野、鹿児島、甲府、神戸・姫路支部

2件…9地裁（支部含む）

千葉、静岡・沼津支部、新潟、福島・郡山支部、大阪・堺支部、
京都、神戸、福岡、長崎

1件…15地裁（支部含む）

東京・立川支部、静岡、水戸、前橋、富山、仙台、岐阜、広島、
岡山、鳥取、山口、福岡・小倉支部、佐賀、宮崎、熊本

33地裁

計72件

裁判員裁判での死刑求刑事件数

(平成21年5月～令和6年2月)

※差戻し審査含む

6件…横浜、名古屋、大阪

5件…さいたま

4件…東京

3件…長野、鹿児島、甲府、神戸・姫路支部

2件…9地裁（支部含む）

千葉、静岡・沼津支部、新潟、福島・郡山支部、大阪・堺支部、
京都、神戸、福岡、長崎

1件…15地裁（支部含む）

東京・立川支部、静岡、水戸、前橋、富山、仙台、岐阜、広島、
岡山、鳥取、山口、福岡・小倉支部、佐賀、宮崎、熊本

量刑誤判？

死刑求刑事件の審理・評議における問題点

- ① 死刑についての絶対的な情報の不足
- ② 死刑選択基準の曖昧さ
- ③ 感情が判断を誤らせる危険性

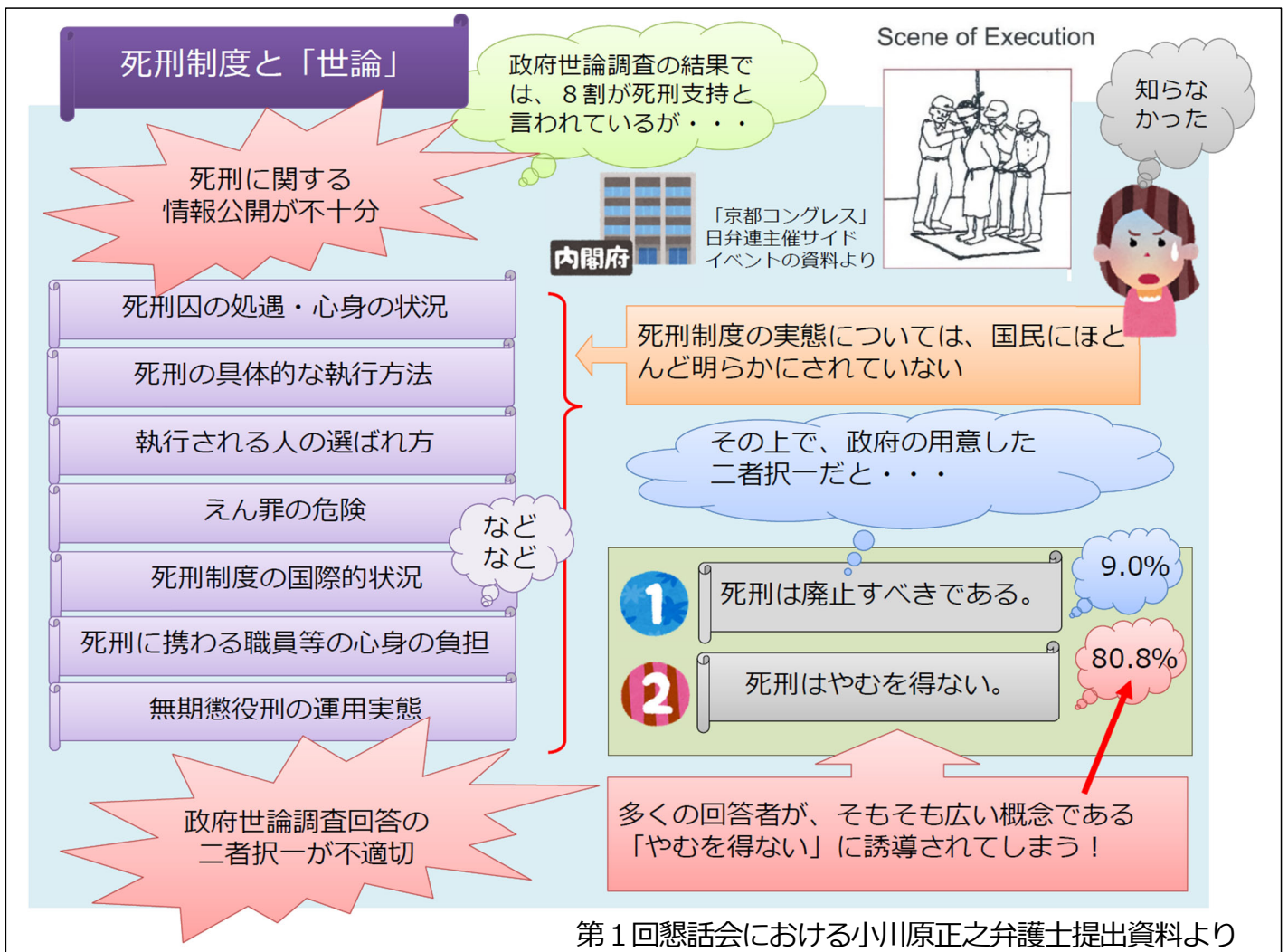
①死刑についての絶対的な情報の不足

裁判官・裁判員は死刑について
どれほど知っているのか？



科する刑について情報不足のまま
議論するのは絶対におかしい

※未だに昭和20年代の最高裁判例を理由に「合憲」



①死刑についての絶対的な情報の不足

「人間存在の根元である生命そのものを奪い去る冷徹な極刑」

「誠にやむを得ない場合における究極の刑罰」

その適用は慎重に行われなければならない



絶対的な情報不足のままではおよそ響かない

②死刑選択基準の曖昧さ

永山基準の核心は、各考慮要素ではない

死刑が**例外中の例外**と明示したことである



そのことは評議で正確に共有されているのか？

②死刑選択基準の曖昧さ

「誠にやむを得ない」とはどういう場合か？

死刑求刑事件はすべて、非常に悪質である

その中で死刑か否かはどう判断されるのか？



その事件だけ検討すればいいはずがない

先例の集積の検討が必要

②死刑選択基準の曖昧さ

最高裁平成27年2月3日決定

「死刑が究極の刑罰であり、その適用は慎重に行わなければならないという観点及び公平性の確保の観点からすると、同様の観点で慎重な検討を行った結果である裁判例の集積から死刑の選択上考慮されるべき要素及び各要素に与えられた重みの程度・根拠を検討しておくこと、また、評議に際しては、その検討結果を裁判体の共通認識とし、それを出発点として議論することが不可欠」

②死刑選択基準の曖昧さ

「裁判例の集積」はどの範囲で検討される？

「裁判体の共通認識」はどのように形成される？

それはどのようなプロセスを経て行われる？



量刑誤判を防ぐのに十分な担保はあるのか？

③感情が判断を誤らせる危険性

○事実認定への影響は本当に排除されるのか？

→手続二分はあまり実施されていない

※手続二分＝罪責に関する証拠調べと評議を先行し、有罪を認定した場合に限って量刑審理を行うという裁判の進め方

○死刑選択の判断にあたって裁判体の冷静さはどのように担保されるのか？

ぜひご検討いただきたいこと

弁護人の負うハンデキャップ：武器**非対等**

例)

- ・ 弁護人の人数 → あらゆる活動に影響
- ・ 費用 → 記録の謄写、鑑定、報酬…

ぜひご検討いただきたいこと

「死刑になるために」 犯罪を犯す被告人

ぜひご検討いただきたいこと

被告人による上訴の取下げ



二度と審理は復活しない